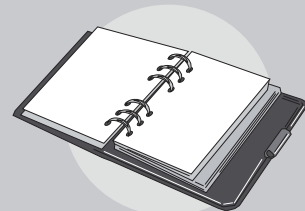


相続手続き

～ 準確定申告と住民税 ～

Q. 父が今年の2月に亡くなりました。父は年金と駐車場収入で生活をしていましたが、今年の1月に駐車場の敷地を売却しています。確定申告と市県民税の件について教えてください。



A. お父様のご逝去を心よりお悔み申しあげます。

所得税（国税）・住民税（市県民税）の課税についてのお尋ねですね。

お話の件、まず所得税についてです。2月にお父様がお亡くなりになられているというお話ですので、「平成22年分」及び「平成23年1月1日から亡くなられた日までの期間分」の所得税については、いずれも亡くなられた日の翌日から4ヶ月以内に相続人の方が連名で、お父様の住所地の税務署に確定申告（準確定申告）をします。

申告の義務については、青色申告の方はもちろん、原則的に納税額が計算される方に生じます。また、申告することで、所得税が還付される場合もあります。

また、納税額については、原則法定相続分に応じて相続人の方が納付し、還付税額については原則法定相続分（申告の際に既に遺産分割の話し合いで取得者が決まっていれば、その相続人の方）で取得することになります。

お客様の申告については、平成22年分、平成23年分いずれも駐車場収入による不動産所得と年金収入による雑所得の申告になります。平成23年分はこれに加えて、不動産の譲渡がありますので、譲渡所得の申告が必要です。譲渡した年の1月1日における所有期間に応じて、5年超なら長期（所得税率15%）、5年以下なら短期（所得税率30%）ということで、税金計算を行います。

一方、住民税についてです。まず、「平成22年分」に対応する市県民税は、住所地の市役所がこれを計算し、これに基づいて納税通知書が送られてきます。これに対して、「平成23年1月1日から亡くなられた日までの期間分」に対応する市県民税については、課税されません。この理由は、収入のあった年の住民税はその翌年の1月1日に住所地が存在する人に対して課税されるからです。

お父様には平成24年1月1日に住所地が存在しないため、平成23年に対応する分については課税されないというわけです。従って、今年の1月に譲渡された土地に係る譲渡所得の住民税分も課税されません。

住民税の納税は、原則法定相続分に応じて相続人の方に納付して頂くことになります。

所得税と住民税で課税される方の扱いが異なりますので、ご注意ください。

お手続きについては、専門家へのご相談をお勧め致します。



●お問合せ先

相続手続支援センター神奈川

クナンハ ムヨオ
フリーダイヤル 0120-978-640